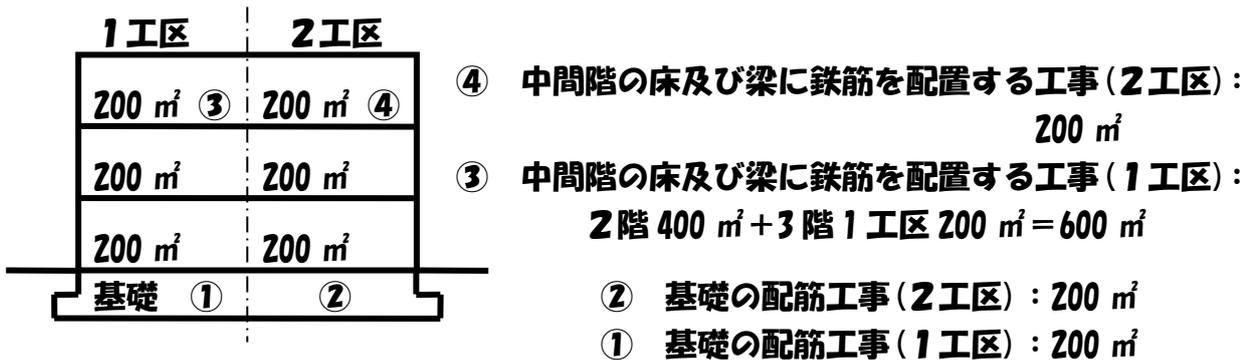


特定工程を工区分けして工事を行う場合の中間検査申請Q&A

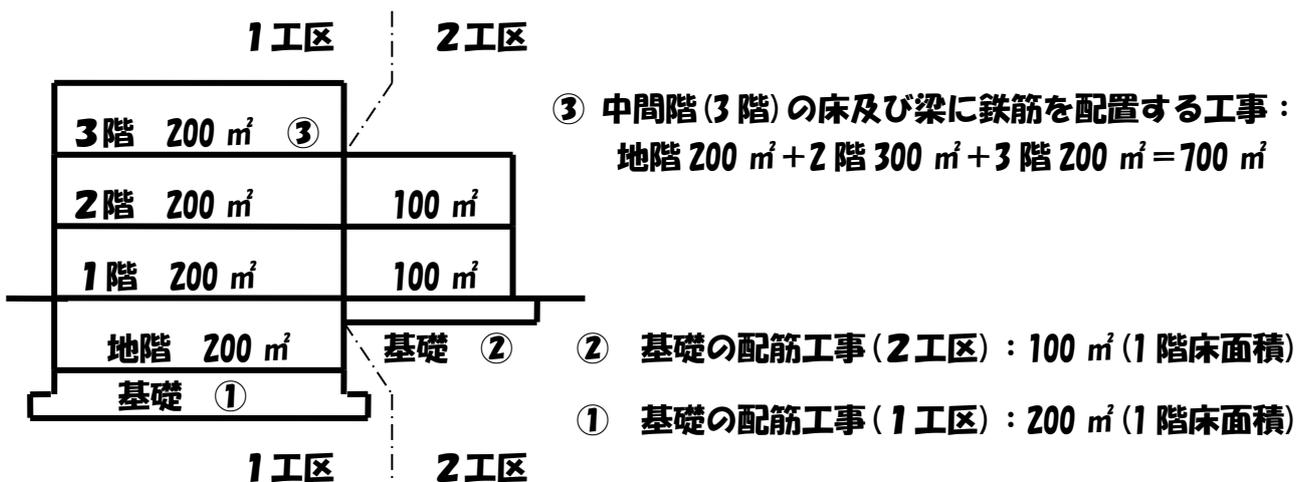
【Q①】 工区を分割して工事するときは？（例：RC造3階 寄宿舍）

【A①】 基礎の最初の工区で1回、次の工区で1回、3階（中間階）の最初の工区で1回、次の工区で1回の計4回の中間検査申請が必要になります。



【Q②】 地下の部分と地下の無い部分での、基礎の工程が異なる場合は？
（例：RC造 地上3階地下1階 物販店）

【A②】 基礎の工程で、最初に施工される部分から中間検査申請が必要になります。地階部分の基礎で1回、2階建て部分の基礎で1回、3階（中間階）で1回の計3回の中間検査申請が必要です。



特定工程を工区分けする場合は、事前に係員（査察係）にご相談ください。

